

施設基準及び掲示事項について

I.入院基本料に関する事項

当施設では厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関として、下記の入院料を算定しています。障害者施設等入院基本料の7対1入院基本料を算定します。2階あおぞらフロアでは、1日に概ね20人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

○朝8時30分～夕方17時30分まで
看護職員1人当たりの受け持ち数は概ね7人以内です。

○夕方16時30分～深夜0時30分まで
看護職員1人当たりの受け持ち数は概ね15人以内です。

○深夜0時30分～朝9時00分まで
看護職員1人当たりの受け持ち数は概ね15人以内です。

※受け持ち人数は、入所者数や重症度等により変動いたします。

II.関東信越厚生局への届出事項に関する事項

1.入院時食事療養費に関する事項

(1)当施設では、厚生労働大臣入院が定める基準による入院時食事療養費(1)を地方厚生局に届出を行い、食事をしている保険医療機関です。

*入院時食事療養費標準負担額 1食 550円

(2)管理栄養士が配置され、適時(夕食については午後6時以降)、適温(保温食器等を用いた)の食事提供を行っております。

2.施設基準に関する事項

当施設では、下記事項について厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、関東信越厚生局に届出を行い受理(承認)されています。

- ◆障害者施設等入院基本料7対1
- ◆診療録管理体制加算2
- ◆特殊疾患入院施設管理加算
- ◆医療安全対策加算2
- ◆データ提出加算1・3

- ◆障害児(者)リハビリテーション料
- ◆電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注 5
- ◆入院ベースアップ評価料 35
- ◆入院時食事療養費(Ⅰ)

Ⅲ.明細書の発行状況に関する事項

当施設では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 30 年 4 月 1 日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することとしています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

Ⅳ.その他

1.医療 DX を通じた質の高い医療の提供への取り組みについて

当施設では、医療 DX を通じて質の高い医療を提供出来るように、以下の体制を整備しております。

- ・当施設では、マイナンバーカード(マイナ保険証)によるオンライン資格確認を行っていません。
- ・当該保険医療機関を受診した利用者に対し、受診歴、薬剤情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口に設置してある顔認証付きカードリーダーをご利用ください。